



危険がすぐそばに!!

**地震による悲劇を
起こさないために!!**

地震に備える 補助金があります。

※この補助金は令和2年度末で終了します。

今後30年以内に、首都を中心にマグニチュード7クラスの直下型地震が発生する確率が70%とされています。

日本の各地で、地震による家屋やブロック塀等の倒壊により、尊い生命が失われています。

同様な事故が起きないように、ご自宅の点検や補修を検討してみませんか？

補助には一定の条件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

志木市 建築開発課

ブロック塀に関する補助金について

補助金の対象者

- ・市内にブロック塀等を所有し、または管理する方であって、原則として申請年度の2月末日までに工事を完了し、補助金の交付請求を行うことのできる方。
- ・市民税などの滞納をしていない方。

市民税/固定資産税/軽自動車税/国民健康保険税/都市計画税
/保育料/介護保険料

補助対象の工事

市内に本店を有する事業者が施工する次に掲げる工事であること。
なお、申請前に着手されたものは対象になりません。

1. ブロック塀等の撤去工事

道路^{*1}や公共施設^{*2}に1.0メートル以上面して設置されている道路面や公共施設面からの高さが1.0メートル以上のブロック塀や万年塀、大谷石など石積みの塀の撤去。

※ 擁壁の上にあるブロック塀等も対象です。
フェンスのみの撤去は対象外です。
ブロックの高さを低くする工事も対象ですが、道路面や公共施設面からの高さを60センチメートル以下としてください。

*1 建築基準法に規定された通り抜けの道路。

*2 不特定多数の利用者のある公共施設。

2. ブロック塀等の撤去後の改修工事

撤去したブロック塀の代わりにアルミフェンス・生け垣等を設置する工事。

※ 撤去後もブロック塀等にする場合は、道路面からの高さが60センチメートル以下となるように改修してください。

※ ただし、建物の新築、改築、増築などの工事に伴う敷地のブロック塀等の撤去、改修は補助の対象になりません。

不動産の売買を目的としたものも補助の対象になりません。

※ 生け垣の設置基準については、都市計画課へお問い合わせください。

補助金額

交付金額は対象工事に要した費用の50%で、かつ下の表を限度とします。

対象となる塀の長さ	撤去工事	改修工事	撤去+改修
1m以上20m未満	10万円	20万円	30万円
20m以上	20万円	40万円	60万円

住宅の耐震化に関する補助金について

耐震診断・耐震設計・耐震改修(建替)補助金額		
耐震診断	戸建住宅・安全支援住宅	100,000円を限度に耐震診断に要した費用の相当額
	分譲マンション(共同住宅)	耐震診断に要した費用の2/3かつ戸数×50,000円以内 (戸数に応じて実施要領に定める限度額(最高額7,000,000円)があります。)
耐震設計	分譲マンション(共同住宅)	耐震設計に要した費用の2/3かつ戸数×50,000円以内 (戸数に応じて実施要領に定める限度額(最高額7,000,000円)があります。)
耐震改修	戸建住宅	400,000円(※1)を限度に耐震改修工事に要した費用の1/5
	安全支援住宅	800,000円(※1)を限度に、耐震改修工事に要した費用の相当額
	分譲マンション(共同住宅)	耐震改修工事に要した費用の1/5かつ戸数×300,000円以内(※2) (戸数に応じて実施要領に定める限度額(最高額30,000,000円)があります。)
建替	戸建住宅	一戸につき400,000円(※1)
	安全支援住宅	一戸につき800,000円(※1)

(※1) 市内業者施工の場合 200,000円 が加算されます。

(※2) 建設業許可を受けている市内業者が耐震改修工事を行う場合、限度額に最大20%が加算されます。
(市内業者とは市内に本店を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業所のことです。)

申請年度の1月31日までに申請してください。また、業者と契約する前に申請が必要です。

耐震診断・耐震設計・耐震改修(建替)補助金交付要件	
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を取得し着工した旧耐震基準の住宅及び併用住宅(※マンションの建替は補助対象外です。) 自己居住用の住宅であり、今後も居住する住宅であること 現在まで適正に管理されており(違反建築物等になっていないこと)、今後も適正に維持管理されるもの
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 申請日において、志木市に居住する対象建築物の所有者(共同住宅については、区分所有者) 地方税等を滞納していないこと
耐震診断者	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付規程に定める建築士が行うこと

安全住宅リフォーム補助金概要	
補助額	10万円を限度に対象工事費用の30%
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内に居住する市民税等の滞納のない方に限ります。 自己居住用の戸建住宅の所有者、共同住宅の区分所有者(違反建築物は対象外)
対象工事	<p>市内業者施工のリフォーム工事で次のいずれかの工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ア、耐震補強関連工事(総額10万円以上) 市の補助対象となる耐震補強工事に伴って行う改修工事 イ、バリアフリー改修工事(総額10万円以上) 室内の段差解消、手すりの設置、和便器から洋便器への改修等の工事

あなたと大切な人の命を守るため、この補助金を活用してください。



大阪府北部地震にて、ブロック塀が倒壊し、女子児童が犠牲となってしまいました。同様な被害者を出してはいけません。



首都圏直下型地震が近年に発生すると予想されています。発生してからでは遅いのです。事前にできる対策を行いましょう。

平成29年度より分譲マンションの耐震改修補助を拡大！ 市内業者施工の場合、補助額を **20%割増** しています！



基準適合認定建築物

この建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称
建築物の位置
認定番号
認定年月日
認定者

耐震マークをご存知ですか？

地震に対する安全性を確保している建築物に対する認定制度で、基準に適合していると認められた建築物には、「耐震認定マーク」を表示できます。

旧耐震基準の建築物（*）でも、耐震診断の結果、耐震性能を有するものと確認されたものや、耐震改修工事により耐震基準に適合しているものとして認定された建築物に表示できるマークです。

平成29年度に市の補助金を利用して耐震改修工事を完了した志木ハイデンス（分譲マンション）が、耐震マークを取得しました。平成30年度には、志木ファイブハイツ（分譲マンション）が、耐震診断を行った結果、耐震性能が確保されていたため、耐震マークを取得しました。

また、耐震基準を満たし、「耐震基準適合証明書」の発行を受けることで、住宅を購入するものが住宅ローンや固定資産税の控除が受けられる制度があります。

（*）昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し、建築された建築物です。

詳しくは、**志木市建築開発課**へお問い合わせください
電話：048-473-1111（内線2522）
Fax：048-487-5050 Email：kentiku@city.shiki.lg.jp